

2020年 6月第一週

みらい への 扉



高等特別支援学校 支援部 第132号

インフォメーション号

1 療育手帳

療育手帳は、就労をはじめ様々な福祉サービスを受けやすくするために、知的障害のある方に（神戸市を除く：兵庫県では発達障害のある方にも）発行されています。療育手帳には、次回判定年月が記載されていますが、県や市町村から更新のお知らせは基本的にありません。判定年月が近づきましたら、それぞれ地域の福祉事務所か各市町の役場の方にご相談の上、更新判定の申し込みをしてください。

特に3年生の場合、更新判定の場所は、満17歳までは地域のこども家庭センターで、満18歳を過ぎると下の相談所で判定を受けることとなります（誕生日が近い場合は、どちらになるかわかりません）。

※神戸市以外の方

- ・県立知的障害者更生相談所（最寄り駅：阪急「王子公園」）

神戸市中央区坂口通2丁目1-1 兵庫県福祉センター3F

TEL（078）242-0737



※神戸市の方（H29. 3. 19に移転しました）

- ・神戸市障害者更生相談所（最寄り駅：「高速神戸」）

神戸市中央区橘通3-4-1 総合福祉センター3階

TEL（078）361-2340

（各区の保健福祉部を通して受け付け）

療育手帳は、知的障害の方のための手帳ですが、法律で定められた制度ではなく、都道府県独自の発行であるために名称も等級も様々です。

また、知的障害を伴わない発達障害の方については、兵庫県（神戸市を除く）では療育手帳が発行されていますが、他の自治体では、「精神障害者保健福祉手帳」の対象となる場合がほとんどのようです。いずれにしても、現在は発達障害に特化した手帳は発行されていません。自治体によって制度や対応が異なりますので、転出等の際にはご注意ください。

2 学校以外の相談・支援機関など

<知的障害・発達障害に関する相談・支援機関>

各市町の役所・役場の「障害福祉課」が窓口になっているようです。

支援機関・支援センターは各市町によって異なりますが、多くの場合、知的障害・発達障害に限定しない幅広い相談・支援事業の一環として、活動が行われています。

<発達障害専門の相談・支援機関>

ひょうご発達障害者支援センター「クローバー」があります。クローバーは現在県内に6カ所(高砂、芦屋、加西、豊岡、宝塚、上郡)設置されています。HP(ホームページ)があります。相談は、まず市町発達障害相談窓口を経て、クローバーへ依頼することになります。

神戸市では、神戸市発達障害者支援センターを中心に相談を行っています。18歳までの思春期を対象とした思春期発達相談室「あっとらんど」があり、本人・保護者ともに相談できます。

発達障害専門ではありますが、実生活の困り感を重く見て、診断名の有無は問わず相談できます。

<親の会>

兵庫県、神戸市それぞれの「手をつなぐ育成会」、「兵庫県LD親の会『たつの子』(LD・ADHD・アスペルガー症候群・高機能自閉症・広汎性発達障害・軽度知的障害など)」、「NPO法人『ピュアコスモ』(兵庫県高機能広汎性発達障害児・者・親の会)」があります。それぞれHPがあり、講演会などの情報が載っています。

<障害に関する情報>

国立障害者リハビリテーションセンター(所沢)や国立特別支援教育総合研究所:NISE(久里浜)にてHPで国の最新情報を提供しています。



3 「個別の教育支援計画」について

まだの方は次の登校日に以下の提出をお願いいたします。また、お渡ししてから長時間経っておりますので提出用別紙などなくされた場合は担任までご相談下さい。

- (1) 1年生……提出用別紙、提出のある方は「個別の教育支援計画」のファイルなど
- (2) 2, 3年生……封筒内の捺印された確認票と「個別の教育支援計画」